

令和3年1月臨時

沼田町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

# 令和3年1月臨時沼田町教育委員臨時会議事録

1. 期 日 令和3年1月26日(火) 午後5時～午後5時18分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター2階 ゆめっくるホール

## 3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	小 西 克 典
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史

## 4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
課長補佐	按 田 義 輝
主 査	川 嶋 智
アドバイザー	元 木 和 芳

## 5. 議 事

報告第1号 教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について

議案第4号 令和2年度沼田町一般会計教育費補正予算(案)について

議案第5号 沼田学園における教職員のパワー・ハラスメント防止等に関する指針について

議案第6号 沼田学園における教職員のセクシャル・ハラスメント防止等に関する指針について

議案第7号 沼田学園における教職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止等に関する指針について

## 6. 付議案件は次のとおり

前会々議録の承認

教育長の報告

その他

## 【開会】

### ○教育長

ただ今から、令和3年第2回沼田町教育委員会臨時会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを、議題といたします。課長より説明をお願いします。

### ○三浦課長

前回会議録について、その概要を説明いたします。

令和3年1月6日に召集されました令和3年第1回教育委員会臨時会は、全委員の委員に出席いただき、職員は三浦、以下3人が出席いたしました。

教育長の報告として、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が都府県において発令されていますが、文科省通知に基づき児童生徒の学びの確保をするため、引き続き感染予防対策の徹底を図っていること等について報告させていただいた後、議事に入り、議案3件についてご審議頂きました。

内容としましては、議案第1号、沼田町柔剣道場条例を廃止する条例について、議案第2号、沼田町柔剣道場条例施行規則を廃止する規則について、議案第3号、沼田町教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則についての3件であります。内容としましてはいずれも関連する事項でございますが、柔剣道場について、本町への工場進出が決定しているタスマン株式会社が、製品工場で使用したいと希望しており、譲渡に向けての準備を進めるため、施設の廃止条例、規則と関連する規則の文言整理したものであります。

以上提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

### ○教育長

前会会議録の説明が終わりました。お諮りいたします。前会の会議録は、承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

異議なしということで、前会会議録は承認することに決しました。

議案の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

初めに、例年12月に開催しておりました、教育長杯小学生バレーボール大会は、1月23日、24日の2日間の日程で開催をいたしました。例年ですとこの大会は、5年生以下の大会として実施してきましたが、本年、コロナの関係で、6年生の大会が開催できな

かったということで、土曜日に5年生が主体の大会、日曜日を6年生主体の大会として実施いたしました。

当初は、それぞれ北空知管内の小学生6チームずつの参加予定でありましたが、金曜日に急遽、北竜チームが出場を辞退することとなり、5チームずつの大会となりました。コロナ感染拡大を考慮して、無観客試合で実施いたしました。いつもの保護者の大きな声援はありませんでしたが、子供たちの一生懸命さに感激した2日間でありました。

次に、私立高校の推薦入学試験が実施時期となっており、本校の生徒も随時受験しておりますが、先週推薦入試予定でありました、旭川市内の高校で、コロナに感染された方がおられたということで、急遽、推薦試験を延期するとの連絡がありました。わが校の生徒も受験予定をしておりましたので、今後日程が決まり次第受験してもらうこととなりました。

次に、今年の冬は、降雪量が例年よりも多いのと、日中の気温があまり上がらないということにより、いつもは自然に落ちる屋根雪も、そのまま残ってしまい、屋根雪下ろしを頼まなければならない、或いは、回数を増やさなければならないという状況になりまして、後ほど除雪費の補正についての議案を報告させていただきます。

以上で教育長の報告を終わります。

ただ今の報告の中で、ご質問等ありましたら、お願いします。

(異議なしの声あり)

## ○教育長

無ければ、4番の議題に入ります。

報告第1号教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告についてを議題といたします。説明を願います。

## ○三浦課長

報告第1号、教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について、沼田町教育長事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき報告する。令和3年1月26日提出、教育長名であります。

本件につきましては、昨年末からの降雪により、教育委員会所管施設にかかる除雪費等の不足が見込まれ、早急に予算の議会議決が必要であり、また、1月6日の第1回臨時会への議案調整が間に合わなかったこともあり、教育長の臨時代理による専決で処理させていただき、議案の提出をさせていただきました。別冊の補正予算書をご覧ください。

と思います。

10款4項2目社会教育推進事業費であります。文化財保存経費といたしまして12節委託料、本願寺駅通の屋根雪除雪、旧ふるさと資料館の除雪、旧クラウド車庫の除雪、3施設の除雪費としまして、24万6千円を計上させていただいています。3目活性化センター費でございますが、12節委託料北竜地区活性化センターと恵比島地区活性化センターの除雪委託料の増といたしまして、あわせまして37万8千円の増となっております。次に4目化石体験館費委託料25万円の増となっております。6目生涯学習センター費委託料21万4千円の増となっております。いずれも除雪費の委託料の増が内容となっております。以上でございます。

### ○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

### ○教育長

無いようですので、報告第1号は報告のとおりでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

異議なしということで、報告第1号は、報告のとおりといたしました。

議案第4号令和2年度沼田町一般会計教育費補正予算案についてを議題といたします。説明をお願いします。

### ○三浦課長

議案第4号、令和2年度沼田町一般会計教育費補正予算案について、令和2年度沼田町一般会計教育費補正予算案を別冊のとおり提出する。令和3年1月26日提出、教育長名であります。

別冊の補正予算書をご覧くださいと思います。

今ほどの各施設の除雪費の増額補正と同じ内容となっております。ほたる学習館の除雪委託料41万1千円の増額補正となっております。以上でございます。

### ○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

### ○教育長

無いようですので、議案第4号は提案のとおり、決定することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

異議なしということで、議案第4号は、提案のとおり決定いたしました。次に、議案第5号 沼田学園における教職員のパワーハラスメント防止等に関する指針についてを議題といたします。説明を願います。

### ○三浦課長

議案第5号、沼田学園における教職員のパワーハラスメント防止等に関する指針について、沼田学園における教職員のパワーハラスメント防止等に関する指針を別冊のとおり提出する。令和3年1月26日提出、教育長名であります。

提案理由を申し上げます。ハラスメント防止等に係る措置の実施に関しては、文部科学省から「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定等について」により通知があり、各市町村教育委員会において、通知を踏まえた雇用管理上講ずべき措置等を定める必要があることから、本指針により必要事項を定めるものであります

別冊の沼田学園における教職員のパワーハラスメントの防止等に関する指針をご覧くださいと思います。1頁の趣旨でございますが沼田町立沼田学園教職員の人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、パワーハラスメントの防止のための措置及びパワーハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し、必要事項を定めるものとする。とさせていただきます。定義といたしましては、パワーハラスメントとはということで2条関係留意事項の方に記載もありますので省略させていただきます。2頁目でございます第3といたしまして、職員の責務とさせていただきます。1として職員はパワーハラスメントをしてはならない。2といたしまして、別紙第1パワーハラスメントを防止しパワーハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項を定めています。3といたしまして、校長等管理職につきましては職員が認識すべき事項の周知徹底を図るものとしています。4といたしま

して、校長等管理職につきましては良好な勤務環境を確保するよう努める、そしてパワーハラスメントに関する申出及び相談が職員からなされた場合に、問題解決のため迅速かつ適切に対処しなければならない。5といたしまして、校長等管理職員につきましては、パワーハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、パワーハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。6といたしまして、校長等管理職員は、当該所属に属する職員が他の所属に属する職員か受けたとされる場合には、教育長に報告しなければならない。

次の3頁目ですが、第4研修等でございます。校長等管理職員は、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。2番といたしまして教育委員会は、新たに職員及び新たに管理職員となった職員に対し、パワーハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させるために、研修を実施するものとする。

4頁目の方に第5といたしまして、申し出等の対応につきまして記載をさせていただいています。申出等が職員からなされた場合に対応するため、教育委員会に総括相談員および相談員を配置するものとする。3番目といたしまして相談員等は、申出等の内容及びその対応について、教育長に報告するものとする。以降別紙1に職員が認識すべき事項、そして8頁目の別紙第2の方に申し出等に対応するに当たり留意すべき事項を定めています。こちらの方はお目通しいただければと思います。

以上で提案理由と説明とさせていただきます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

### ○青木代理

2頁の6番の他所属の職員というのは、例えば学校関係者ではない農協職員であるとか、役場職員であるとか学校組織ではない別の組織という意味ですか。

### ○三浦課長

そういったものも含んだ中での考え方になっています。ベースになっているのが同職員のパワハラに関する指針を参考にさせていただきまして、同様に他の所属あるいは教育委員会などもあり得るのかと、あらゆることを想定しながら6項については制定させていただきました。

### ○教育長

その他なにかございますか。

(なしの声あり)

○教育長

質問が無ければ、議案第5号は提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第5号は提案のとおり決しました。

次に議案第6号 沼田学園における教職員のセクシャルハラスメント防止等に関する指針についてを議題といたします。説明を願います。

○三浦課長

議案第6号、沼田学園における教職員のセクシャルハラスメント防止等に関する指針について、沼田学園における教職員のセクシャルハラスメント防止等に関する指針を別冊のとおり提出する。令和3年1月26日提出、教育長名であります。

別冊のセクシャルハラスメントの防止等に関する指針の方をご覧いただきたいと思いますが、内容及び構成につきましてはパワーハラスメントからセクシャルハラスメントの内容に変更させていただいた中で概ね構成同じような内容になってございますので、説明は省略をさせていただきます、ご審議いただければという風に思います。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

ただいま課長の方より説明いたしましたように、今回パワハラとセクハラとモラハラと3本セットにして、内容についてはその文言が違うようなことで、中身については大体同じような中身となつてございますので、ご理解いただきたいと思います。

道の方もこの3本が一緒になつて作られているということでもありますので、沼田町といたしましても同じように3本一緒に提案させていただいている内容でございます。

質問が無ければ議案第6号は提案のとおり、決定することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第6号は、提案のとおり決しました。

次に、議案第7号沼田学園における教職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラ

メント防止等に関する指針についてを議題といたします。説明を願います。

### ○三浦課長

議案第7号、沼田学園における教職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止等に関する指針について、沼田学園における教職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止等に関する指針を別冊のとおり提出する。令和3年1月26日提出、教育長名であります。

こちらにつきましても文科省の指示によりまして指針の作成を行っているところでございます。内容につきましては今ほど教育長から説明がございましたが、内容が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントという形で修正を加えまして、中の指針の構成につきましては同じ内容となっておりますのでご審議いただければと思います。以上でございます。

### ○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

### ○教育長

無いようですので、議案第7号は原案のとおり、決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

異議なしということで、議案第7号は、提案のとおり決しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件は終了いたしました。これにて令和3年第2回沼田町教育委員会臨時会を終了いたします。お疲れ様でした。